

2学期が始まって

コロナ対策と学校生活 社会の中の私たちの位置

コロナ感染第7波の勢いも少しずつ減少し、学校では対策の緩和がされてきています。運動会など行事の規模を縮小して実施し、音楽や体育の授業では活気が戻ってきたようです。

第7波の感染大爆発で多くのことを学びました。冬場のコロナとインフルエンザの同時感染拡大が懸念されていますが、対策をとりながら子どもたちの笑顔あふれる学校にしていきたいものです。

子どもたちが楽しくわかる教材の提供と働き方や健康管理に留意して勤務したいです。

安倍元首相の「国葬」問題では、国民の声を押し切ったの葬儀が強行実施されました。学校では用意の強制や半旗の掲揚はなかったものの現場で話題があまりなかったようです。安倍氏の政治や教育政策についての検証が必要ではないでしょうか。自由に意見交流が職場で行われるようにしていきたいです。

9月の瀬戸市議会でも、子どもの権利条例が採択されました。「意見表明」や「参加」の権利を子どもたちに伝える前に、教師自らが実践していきたいです。

こどもと教育 9条の会

10月2日(日) 水野地域交流センターで瀬戸こどもと教育9条の会の例会が開催されました。

①基調報告(加藤敏晴さん)

憲法と原発・核兵器を考える

●はじめに双葉町の現在の様子
●特定復興再生拠点区域の避難指示の解除(11年5ヶ月)
●住居に居住可(双葉役場新庁舎、伝承館・双葉駅は整い居人人口ゼロの被災自治体は解消というが、長期避難者区域8割超残る、長期避難者町民の帰還意向は低迷、県外在住者の割合高く、医療体制の構築や教育環境の整備など

課題山積の現状を学びました。「生業を返せ、地域を返せ!」原発推進ストップの運動の紹介がありました。

●石巻市門脇小学校の被災の実態
被災後の現地視察の様子の報告がありました。

●憲法(1947.5.3施行)の話

●簡単に言えば変えられない憲法第三章 国民の権利及び義務(10条~40条)
●権利規定が多い(世界人権宣言1948.12.10の人権19項目)
●「あたらしい憲法のはなし」の基本的人権は①自由権②参政権③請求権

●政治制度(選挙、裁判所、地方自治など)は「別に法律で定める」
●など、憲法を生かした草根の運動の必要性を再認識

しました。その他、ウクライナをめぐる状況や新型の原子力発電建設の情報提供があり、参加者の平和への思いを語り合いました。

②学習会・講演会に参加して(参加者より)

夏の戦争展や戦争体験を語り継ぐ会等の報告を受けました。話し合いの中で、市民とりわけ若者とかみ合う運動の必要性が述べられました。今後の学習活動として、寺脇氏の「戦争は教育からはじまる」と現場の報告や村瀬氏の地域学習と平和の課題を結びつけた学習会の要望があり今後実現に向けて折衝を進めていくことが確認されました。



2022 共済目帰りの旅 (案)

目的: **ドライブ&交流(BBQ)**

日時: 11月26日(土) 8:25
みちの駅「品野」集合

日程: 8:30 出発 ~ 17:00 品野到着
日本一めぐり(東濃地方)



日本一の狛犬



日本一の茶壺

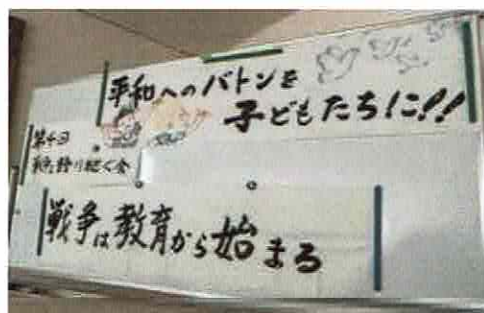


農村景観日本一

みんなで
ドライブ
しようよ



戦争体験を語り継ぐ会(9/24)



9月24日(土) 赤重町のさとの家で第4回戦争体験を語り継ぐ会がありました。

寺脇氏から、廃屋から見つかった戦時中の3点の教材(①4学年前期用『初等科修身掛図』②『世界興亡図表』③『大東亜戦争要図』)の説明がありました。

いずれも軍国主義教育推進の内容で、まさに「戦争は教育から始まる」ことが一目瞭然。また、文科省の検定を通じた教科書の紹介もあり、戦前戦中の内容を示唆するものもありました。現在情勢と市民や教員の多くが学習を深めたいと思



『世界興亡図表』

ケートを実施した結果、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられること等に悩み、苦しむ子どもたちが、

賛成討論を新井市議が行い、新井議員の了解を得ましたので賛成討論の発言を

新井 亜由美 市議

瀬戸市でも、権利の主体である子どもたちに、市がアン

[illegible]

もの最善の利益の保障を目的に制定される「瀬戸市子ども権利条例」の制定について、賛成の立場から討論を行います。

存在していることが報告されており、権利の侵害を受けている子どもたちを救済するためにも本条例は大きな役割を果たすと考えます。

3つのポイントが重要と考えます。

護委員の独立性の担保です。1つ目に、子どもの権利擁護委員の独立性の確保のため、職務の遂行に、権利擁護委員の尊重すると共に、積極的な協力、及び援助しなればならぬと、第三者機関としての独立性を尊重した活動がで

護委員の選任です。擁護委員擁
に求められない知識や経験を持
す。方は多くないかと聞いていま
に、先進市に学ぶことと同時に
の委員や、「児童の権利に関する
の条約」や「子どもの権利条
例」を研究する専門家や権利
擁護委員の経験者等との連携
や情報共有を行った上で選任
することなどが大切と考えま
す。以上の3点を踏まえ、本条
例制定に関わった子ども若者
や関係者、職員の思いを、制
定後も引きつぎ、豊かに発展
していくことを願うものです。

教育署名のご協力
ありがとうございました

進、教職員定数増、
教育・労働条件整
備の改善等に向け
全国の仲間と共に
これからも頑張つ
ていきます。



瀬戸市子ども権利条例を制定すること、瀬戸市に關する全ての子どもたちが、年齢や発達段階、病氣や障がいの有無に關わらず、思つていけることを自由に言うことが出来る「意見を表明する權利」や、自らの意思によつて休むことも含む「参加する權利」など、子どもたちが本来守られるべき權利が守られ、最善の利益が當たりに前に保障されることを心から願ひ、日本共産党瀬戸市議団を代表し私からの賛成討論とします。



市教委交渉 10・20
 交渉は10月20日に市教委交
 渉を行います。次回に詳細をお知
 らせします。